

医療安全に対する取り組み

1 医療安全委員会の設置

医療行為をはじめとするあらゆる事故につながる可能性があった事柄を病院全体で共有し、事故、紛争等への対応及びその防止をはかることを目的として、医療安全委員会を設置しています。

2 患者の安全

患者の安全とは医療サービスの提供を受ける患者の安全を指し、医療安全のための対策ではもっとも基本的な最優先事項です。具体的には患者を主役とした医療サービスを実現するために、医療内容を十分に伝え、理解してもらいインフォームドコンセントを実践。診療時に治療方法や投薬、今後の予定について一方的ではなく、患者と対話をしながら説明し、最適な治療を進めていきます。

3 職員の安全

医療サービスを提供する職員の安全を守るため、医療機関内に医療安全管理者を設置。治療中のアクシデントやインシデントを積極的に報告する体制を整えています。主治医や看護師、薬剤師、理学療法士、医療ソーシャルワーカーなどがチームカンファレンスに参加し問題を共有し、全職員を対象にした医療安全の研修会に参加したりする取り組みも行っています。

4 医療事故への対応

医療事故への対応として、医療事故が起きないような体制づくりと、万一起きた場合に組織として対応する体制の構築をしています。また医療機関の管理者が組織の運営者として指導力を発揮し、医療安全管理の理念や指針を定め周知徹底を図ります。

5 医療の質の担保

医療の質の担保とは医療サービスの知識や技能の向上、同時に患者の医療サービスへの満足度を指します。医療の質を担保するに患者とその家族、医療従事者の両方の満足度を高める取り組みをおこなっています。患者のための医療チームは職種や上下関係の隔たりを排除し、相互に確認・監視を行い、医療従事者間のコミュニケーションを大切にしています。また地域に開かれた医療機関であるために、組織を超えたコミュニケーションの促進も行っています。